

令和5年第12回東串良町農業委員会
会議録

日時：令和5年12月20日（水）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和5年第12回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和5年12月20日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和5年12月20日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和5年12月20日 午前10時43分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数 名 欠席数 名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
出席数 名	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員	5番	鶴丸 千尋		3番	木佐貫 一孝		
出席した事務局職員	局長, 次長	上野 勝志 駿河崎 哲郎		書記	宮之前 博一・出水翔太 若松 雄一・児玉 隆男		
会議 に 付 し た 事 項	日程第1	議案第65号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について				
	日程第2	議案第66号	農地中間管理事業農用地利用集積計画について				
	日程第3	議案第67号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	日程第4	議案第68号	農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について				

開会 午前10時00分

議長（大村）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者16名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会
令和5年第12回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、5番鶴丸委員と、6番木佐貫委員をお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。
農業経営基盤強化促進法による賃貸の合意解約が5件7筆ありました。
つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目
通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は
必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（大村）

それでは日程第1議案第65号農業経営基盤強化促進法による農用地利
用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が7件、賃借権が9件、使用貸借権が1
件となっております。

それでは、事務局の説明をお願いしたいところではありますが、資料2ページ
から4ページにかけて、所有権移転の49番、52番、53番に関しては、
農地の譲受人、譲渡人のいずれかが、それぞれ〇〇委員、〇〇委員となっ
ておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それではまず、所有権移転の49番について質疑を行います。

東串良町農業委員会会議規則第25条によって〇〇委員は質疑の間、退席を
お願いします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、説明いたします。資料2ページをご覧ください。
所有権移転の49番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は川東の 〇〇さ
ん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転で
ございます。
以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい

議長（大村）

どうぞ

木佐貫委員

売買価格が90万円なのですか。

事務局（若松）

〇〇さんと〇〇さんの間で、全体の額が決められており、こちらに記載されているとおりの1年に90万円支払うということで売買をして頂きたいとの〇〇さんからの依頼によりこのような形になっております。

全部で450万円、それを5回に分けてくださいと売られる方の頼みださうです。以上でございます。

議長（大村）

よろしいですか。他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

議長（大村）

それでは、引き続き所有権移転の52番および53番について質疑を行います。

東申良町農業委員会会議規則第25条によって〇〇委員は質疑の間、退席をお願いします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、説明いたします。資料3ページおよび4ページをご覧ください。

所有権移転の52番、譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

続いて53番、譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい

議長（大村）

どうぞ

木佐貫委員

贈与の場合は、どういう理由かという事を前もって言ってもらえると、わかりやすいのですが、親戚関係とか、兄弟関係とかそういう関係がありますと言う事を。

事務局（若松）

お答えします。

今回の件は、本来の地番の当たり前の贈与ですね。中身としましては、交換をするという事です。交換的な贈与。交換という名目がありませんので贈与という取扱いになります。

木佐貫委員

その場合は、交換という事を一言いってもらえれば。

事務局（若松）

はい。わかりました。
そのように致します。

議長（大村）
他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

議長（大村）
それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。資料1ページをご覧ください。
所有権移転の47番、譲渡人は池之原の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に48番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

資料2ページをご覧ください。

49番につきましては、先ほど質疑が終了しておりますので省略させていただきます。

次に50番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

資料3ページをご覧ください。

次に51番、譲渡人は福岡県の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

52番、53番につきましては、先ほど質疑が終了しておりますので省略させていただきます。

次に5ページをご覧ください。

賃借権の115番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に116番、貸人は川東の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん 申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料6ページをご覧ください。

次に117番、貸人は川東の〇〇文さん、借人は川東の〇〇さん 申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

資料7ページをご覧ください。

次に118番、貸人は川東の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に119番、貸人は東京都の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料8ページをご覧ください。

次に120番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん 申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に121番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

資料9ページをご覧ください。

次に122番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

す。

次に123番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に資料10ページをご覧ください。

使用貸借権の124番、貸人は東京都の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が篠見早苗さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

鶴丸委員

はい

議長（大村）

どうぞ

鶴丸委員

50番の売買については、譲り渡し人が、普通口座に振り込みしてほしいとの事ですが。

事務局（出水）

この件につきましては、後ほど確認させていただきます。

議長（大村）

他にありませんか。

木佐貫委員

はい

議長（大村）

どうぞ

木佐貫委員

115 番の賃借、一筆モミ 3 俵とありますが、2 反 6 畝に対してですか。

議長（大村）

1 反当たり 3 俵です。

事務局（出水）

すみません。115 番に関しては筆のところが間違っていますので、後ほど 10 アールあたりに修正させていただきます。

議長（大村）

よろしいですか。他にありませんか。

事務局（若松）

すみません。よろしいですか。

議長（大村）

はい、どうぞ。

事務局（若松）

鶴丸委員からの 50 番の部分ですが、〇〇さんの分、こちらについてはまだ完了しておりません。私の方から所有権移転の関係がありますので、その時点で法人さんに支払い方法を確認したいと思います。

鶴丸委員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

議長（大村）

他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 6 5 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 2 議案第 6 6 号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。資料 11 ページから 15 ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が 8 件 15 筆、面積 29,671 m²、使用賃借権が 15 件 66 筆、127,154 m²となっており、鹿児島県農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第 2 議案第 66 号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 3 議案第 67 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転 9 件であります。

この内、16 ページの所有権移転の 35 番については、現地調査を行っておりますので、先に報告を行わせていただきたいと思います。

それでは、所有権移転の 35 番について、松元委員に現地調査報告をお願いします。

（松元友信委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和5年12月14日、木曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と櫻木委員、事務局の計4人で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、肝付町在住の譲受人が義理の兄である〇〇さんより贈与を受けるものであり、作付予定作物は水稻となっております。

譲受人はこれまでも農作業に従事され、農業への意欲及び従事日数も農地法第3条の許可基準を上回っております。

なお譲受人の住所は肝付町波見であり、通作に関しても問題は特にないものと思われまます。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけることのできましたので、農地法第3条による許可を出しでも問題はないものと思われまます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めまます。
よって本案は原案のとおり承認することに決ましました。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。資料16ページをお開きください。

所有権移転の36番、譲渡人は静岡県の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

次に37番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

資料17ページをご覧ください。

次に38番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に39番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

次に40番、譲渡人は群馬県の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

資料18ページをご覧ください。

次に41番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

次に42番、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

次に43番、譲渡人は肝付町の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます
以上でございます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい。

議長（大村）

どうぞ。

木佐貫委員

贈与は全部親戚関係ですか。

事務局（駿河崎）

すいません。先程木佐貫委員からこの贈与について、内容を報告してくれ

ということで話があったんですが、交換とか明らかなものは表示ができると思いますが、親戚とかご兄弟とかそういうところは、個人情報のところもございまして、なかなかこちらでも聞けないところもございまして。そこについては、事務局の方から報告は出来ません。

議長（大村）

よろしいですか。
他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第3議案第67号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第4議案第68号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は賃借権設定が3件あります。

それでは、資料19ページの有限会社〇〇さんからの転用申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を松留立美委員よろしくお願ひします。

（松留立美委員調査報告）

「それでは報告させていただきます。」

令和5年12月14日 木曜日に、転用に係る現地調査を私と松留和江委員、事務局3名の計5名で行いました。

また、関係者として申請人の〇〇の〇〇さんが出席されました。また、地権者からは委任状が提出されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、

申請者が申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外である一時転用に該当するものです。

費用については自己資金により賄う予定であるとのことでした。

転用する面積は川東 2243 番 外 5 筆で 7,076 m²になります。

砂採取分 2243 番外 1 筆の 2,741 m² その他 4 筆は表土置場及び搬出入道路です。

周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われまます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われまます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

事務局（宮之前）

すいません。よろしいですか。19 ページの議案第 58 号は、68 号の間違いです。修正をお願いいたします。以上です。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい。

議長（大村）

どうぞ

木佐貫委員

ここは 5 筆となっておりますが、道路に使う部分も含めて 5 筆ということですか。

松留委員

今砂採取をしているところを含めています。

2 番目北側を通路として、5 番目の田んぼは取りません。

通路として使わせてもらい、黄色の所の右の方は取らず、とった後に戻して、そこを北側の通路として使用します。

木佐貫委員

北側水路が流れている所全部で 5 筆とありますが。

事務局（駿河崎）
数えれば全部で6筆ありますよね。青が4筆、黄色が2筆、全部で6筆です。

議長（大村）
よろしいですか。他にありませんか。

吉ヶ崎委員
はい。

議長（大村）
この黄色のところですが、河川の塩入川の方にもう1筆、そこは取られないのですか。

事務局（若松）
はい

議長（大村）
どうぞ

事務局（若松）
そこは、申請地には入っておりません。
以上です。

議長（大村）
他にありませんか。

櫻木委員
はい。

議長（大村）
どうぞ

櫻木委員
砂採取をする一番左のここの面積は、どれくらいですか。聞き逃しました。

松留委員
全体の面積が7,076㎡ですが、砂を採取する面積は2,700㎡です。

議長（大村）
他にありませんか。

福岡委員

はい

議長（大村）

どうぞ。

福岡委員

ここは、ほ場整備をした田んぼですか。

事務局（宮之前）

ほ場整備の計画はありますが、圃場整備完了の田んぼではありません。

議長（大村）

他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、資料20ページの有限会社 ○○さんからの転用申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を谷口委員よろしくお願ひします。

（谷口委員調査報告）

「それでは報告させていただきます。」

令和5年12月14日 木曜日に、転用に係る現地調査を私と松留立美委員、事務局3名の計5名で行いました。

また、関係者として申請人の生興産業の松原さん、地権者の○○さんが出席されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、

申請者が申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外である一時転用に該当するものです。

費用については自己資金により賄う予定であるとのことでした。

今回の申請は、6月28日申請で表土置場として一時転用した川東3806番1を砂採取に変更するものです。

周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われまます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われまます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、資料21ページの株式会社〇〇さんからの転用申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を松留和江委員よろしくお願ひします。

（松留和江委員調査報告）

「それでは報告させていただきます。」

令和5年12月14日 木曜日に、転用に係る現地調査を私と松留立美委員、事務局3名の計5名で行いました。

また、関係者として申請人の〇〇の〇〇さん、地権者の〇〇さんが出席されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域外農地ですが、農地の広がり
が 10ha 以上あることから第 1 種農地に該当するものと思われます。

第 1 種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者
が申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外で
ある一時転用に該当するものです。

費用については、自己資金により賄う予定であるとのことでした。

転用する面積は川東 4858 番 1 外 1 筆で 1,847 m²になります。
周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被
害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応
するとしており、特に問題はないものと思われます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

よって日程第 4 議案第 6 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用
許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○各委員から意見

○事務局から意見

※ 1 月

現地調査：19 日（金）

定例総会：25 日（木）

申請締切：12 月 28 日（木）※1 月定例総会分

議長（大村）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 5 年第 1 2 回定例総会を閉会いたします。